

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

大野城いこいの森の管理に関する基本協定書(案)

【令和9年度～令和13年度】

令和__年__月

大野城市都市整備部公園街路課

目次

第1章 総則	3
（本協定の目的）	3
（指定管理者の指定の意義）	3
（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	3
（信義誠実の原則）	3
（用語の定義）	3
（対象物件）	3
（指定期間）	3
第2章 指定管理事業の範囲と実施条件	4
（指定管理事業の範囲）	4
（甲が行う業務の範囲）	4
（業務実施条件）	4
（仕様書の変更）	4
（業務範囲及び業務実施条件の変更）	4
第3章 指定管理事業の実施	5
（指定管理事業の実施）	5
（開業準備）	5
（一括再委託等の禁止）	5
（管理施設の改修等）	5
（緊急時の対応）	5
（個人情報等の管理）	5
（情報の公開）	6
第4章 備品等の扱い	7
（甲による備品等の貸与）	7
（乙による備品等の購入等）	7
第5章 業務実施に係る甲の確認事項	8
（業務計画書）	8
（業務報告書）	8
（甲による業務実施状況の確認）	8
（甲による業務の改善勧告）	8
第6章 指定管理料及び利用料金	9
（指定管理料の支払い）	9
（賃金水準または物価水準の変動による指定管理料の変更）	9
（利用料金収入の取扱い）	9
（利用料金の決定）	9
第7章 損害賠償及び不可抗力	10
（損害賠償等）	10
（第三者への賠償）	10
（保険）	10
（不可抗力発生時の対応）	10
（不可抗力によって発生した費用等の負担）	10
（不可抗力による一部の業務実施の免除）	10
第8章 指定期間の満了	11
（業務の引継ぎ等）	11
（原状復帰義務）	11

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

(備品等の扱い)	11
第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し	12
(乙の構成員の変更)	12
(甲による指定の取り消し)	12
(関係行政機関からの通知に基づく指定の取り消し等)	12
(乙による指定の取り消しの申出)	13
(不可抗力による指定の取り消し)	13
(指定期間終了時の取扱い)	13
第10章 その他	14
(権利・義務の譲渡の禁止)	14
(運営協議会の設置)	14
(指定管理事業の範囲外の業務)	14
(指定管理事業の実施に係る指定管理者の口座)	14
(請求、通知等の様式その他)	14
(協定の変更)	14
(解釈)	14
(疑義についての協議)	14
(裁判管轄)	14

添付資料

- 添付資料 1_大野城いこいの森指定管理者募集要領
- 添付資料 2_大野城いこいの森指定管理業務仕様書
- 添付資料 3_提案書
- 添付資料 4_年度協定(案)
- 添付資料 5_対象物件配置図(公募時配付資料の参考資料 1)
- 添付資料 6_備品等台帳(公募時配付資料の参考資料 5)

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

大野城いこいの森の管理に関する基本協定書

大野城市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、大野城いこいの森の管理に関する条例施行規則(平成 17 年規則第 24 号)第5条の規定により、次のとおり、大野城いこいの森の管理に関する基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1章 総則

(本協定の目的)

第 1 条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、指定管理者が行う業務(以下「指定管理事業」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第 2 条 大野城いこいの森の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する多様なサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることである。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第 3 条 乙は、大野城いこいの森の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び指定管理事業の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、指定管理事業が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第 4 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、共同事業体で業務を実施するにあたり、構成員間で対等な協定等を締結して前項の原則を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第 5 条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「募集要領」とは、大野城いこいの森指定管理者募集要領(添付資料 1)のことをいう。
- (2) 「仕様書」とは、大野城いこいの森指定管理業務仕様書(添付資料 2)のことをいう。
- (3) 「提案書」とは、乙が甲に提出した提案書(添付資料 3)のことをいう。
- (4) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う指定管理事業の実施に関する対価のことをいう。
- (5) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する年度協定(添付資料 4)のことをいう。
- (6) 「自主事業」とは、指定管理事業(第 1 条に規定する業務をいう。)以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

(対象物件)

第 6 条 指定管理事業の対象物件は、募集要領、仕様書及び対象物件配置図(添付資料 5)に記載のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って対象物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第 7 条 大野城いこいの森の管理に関する条例(平成 17 年条例第 22 号)(以下「条例」という。)第3条に規定する指定期間は、令和 9 年4月1日(以下「指定開始日」という。)から令和 14 年3月 31 日とする。

2 指定管理事業に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

第2章 指定管理事業の範囲と実施条件

(指定管理事業の範囲)

第8条 条例第4条に規定する指定管理事業の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (2) 管理施設の使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務
- (3) 管理施設の使用の促進に関する業務
- (4) 管理施設の使用に係る利用料金に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲または乙が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務は、募集要領及び仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 大野城いこいの森の目的外使用許可
- (2) 第16条第1項に規定する事項

(業務実施条件)

第10条 乙が指定管理事業を実施するにあたって満たさなければならない条件は、募集要領及び仕様書に示すとおりである。

(仕様書の変更)

第11条 甲及び乙は、本協定締結後に仕様書の変更の必要が生じたときは、双方による協議を開催するものとし、双方が合意した場合は、仕様書を変更することができる。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第12条 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第8条で定めた指定管理事業の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲または乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

第3章 指定管理事業の実施

(指定管理事業の実施)

第 13 条 乙は、本協定、年度協定、条例、及び関係法令等のほか、募集要領及び仕様書並びに提案書に従って指定管理事業を実施するものとする。

2 本協定、年度協定、募集要領及び仕様書並びに提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、募集要領、仕様書、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書にて募集要領及び仕様書を上回る水準が提案され、甲乙協議の上実施を決定したものについては、これを優先するものとする。

(開業準備)

第 14 条 乙は、指定開始日に先立ち、指定管理事業の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、その申出に応じなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第 15 条 乙は、指定管理事業の全部を一括して、または使用許可権限や管理に関する主体的な業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

2 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、指定管理事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

3 乙が指定管理事業の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、指定管理事業に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の改修等)

第 16 条 管理施設の改造、増築、改築、大規模修繕については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理施設の修繕については、1件につき 20 万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき 20 万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。なお、施設の修繕については、修繕等箇所の合理的な範囲(最も合理的で発注した「一括発注」と認められる範囲)を1件とする。

(緊急時の対応)

第 17 条 乙は、あらかじめ災害、事件、事故、防災、防犯、急病等の対応マニュアル等を作成するなど緊急時に備えなければならない。

2 乙は指定管理事業の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

3 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(個人情報等の管理)

第 18 条 乙または指定管理事業の全部または一部に従事する者は、指定管理事業の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び大野城市個人情報保護条例(平成 17 年条例第 35 号)の規定に遵守し、指定管理事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

3 乙は、第 15 条第2項の事前に甲の承諾を受けた第三者に指定管理事業の一部を委託し、または請け負わせる場合、その委託先または請負先に対しても、前2項の規定と同等以上の義務を遵守させるものとする。

(情報の公開)

第 19 条 乙は、大野城市情報公開条例(平成 16 年条例第1号)の規定を遵守し、法人等の業務及び財務等に関する資料の積極的な公開に努めなければならない。

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第 20 条 甲は、**備品等台帳(添付資料 6)**に定める備品等(Ⅰ種)を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等(Ⅰ種)を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等(Ⅰ種)が経年劣化等により指定管理事業実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

4 乙は、故意または過失により備品等(Ⅰ種)を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または乙の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第 21 条 乙は、**備品等台帳(添付資料 6)**に定める備品等(Ⅱ種)を、自己の費用により購入または調達し、指定管理事業実施のために供するものとする。

2 備品等(Ⅱ種)が経年劣化等により指定管理事業実施の用に供することができなくなった場合、乙は、自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入または調達し、指定管理事業実施のために供することができるものとする。

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（業務計画書）

第 22 条 乙は毎年度甲が指定する期日までに業務計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

（業務報告書）

第 23 条 乙は、地方自治法第 244 条の2第7項の規定により、一事業年度が終了するごとに、施設管理運営業務について、施設の運営に係る収支の報告とともに、当該年度事業の内容を記載した事業報告書を、甲が指定する期日までに本市に提出しなければならない。

2 乙は、各四半期終了後、指定管理事業に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 指定管理事業の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

3 乙は、甲が第 40 条から第 43 条までの規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から 30 日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告書または口頭による説明を求めることができるものとする。

（甲による業務実施状況の確認）

第 24 条 甲は、前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件への立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して指定管理事業の実施状況や指定管理事業に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、その申出に応じなければならない。

（甲による業務の改善勧告）

第 25 条 前条による確認の結果、乙による業務実施が募集要領及び仕様書の甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第 26 条 甲は、指定管理事業実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う協定期間中の指定管理料の上限は、指定管理料 円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、各年度の指定管理料は「年度協定」で別に定めるものとする。

3 乙は、年度協定に定めた支払い月までに、前期及び後期の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから 40 日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

(賃金水準または物価水準の変動による指定管理料の変更)

第 27 条 甲または乙は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知を持って指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により、次に定めるところに基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

(1) 基準となる指標

物価変動による指定管理料の改定に用いる指標は、「企業向けサービス価格指数」(日本銀行調査統計局)・大類別区分「諸サービス」とする。ただし、用いる指標がなくなり、又はその内容が見直されて指定管理事業の実態に沿わなくなった場合の対応方法については、その後、甲乙間で協議して定めるものとする。また、当該指標は、乙の提案を踏まえ、甲乙協議の上、甲が認めた場合に限り変更することができるものとする。

(2) 改定方法

指定管理料は、前号の指標に基づき、毎年 10 月 1 日時点で確認できる直近 1 年間の指標の平均を基に、次の計算方法により、翌年度 4 月 1 日以降の指定管理料を改定する。ただし、改定率の絶対値が 1.5 パーセント未満である場合は、改定を行わないものとする。なお、初回の改定の計算に当たっては、提案書の提出日の属する月の最新の指標値をもって、前回改定時の指標とみなす。

(3) 改定の計算方法

$$Pt = Px \times (Ct / Cx)$$

Pt: 改定指定管理料(税抜き)

Px: 前回改定時の指定管理料(税抜き)

Ct: 改定年度の前年度における 10 月 1 日時点で確認できる直近 1 年間の指標の平均値

Cx: 前回改定時の指標

(Ct/Cx): 改定率(小数点以下第 4 位未満切り捨て)

(利用料金収入の取扱い)

第 28 条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、収受することができる。

(利用料金の決定)

第 29 条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を得るものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第 30 条 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第 31 条 指定管理事業の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 32 条 指定管理事業の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 建物火災保険

2 指定管理事業の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第 33 条 天災等が発生した場合、乙は、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置を取り、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 34 条 天災等の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、費用負担等を決定するものとする。

3 天災等の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 天災等の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 35 条 前条第2項に定める協議の結果、天災等の発生により指定管理事業の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は天災等により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が天災等により義務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

第8章 指定期間の満了

（業務の引継ぎ等）

第 36 条 乙は、本協定の終了に際し、甲または甲が指定するものに対し、指定管理事業の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲からの前項の申出を受けた場合、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（原状復帰義務）

第 37 条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

（備品等の扱い）

第 38 条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 第 20 条及び第 21 条に規定する備品（Ⅰ種）及び備品（Ⅱ種）については、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 乙が任意で購入または調達した備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(乙の構成員の変更)

第 39 条 乙は、やむをえない事由によりその構成員を変更しようとする場合、甲に対して構成員の変更を申し出ることができる。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(甲による指定の取り消し)

第 40 条 甲は、条例第3条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて指定管理事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2第 10 項の規定による報告の要求または調査に対して、これに応じず、または虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 地方自治法第 244 条の2第 10 項の規定による指示に故意に従わないとき。
- (3) 条例、条例施行規則、本協定または年度協定に定める規定に違反したとき。
- (4) 申請資格を失ったとき。
- (5) 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 経営状況悪化等により業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (7) 組織的な非違行為が行われていた場合、当該指定管理者に指定管理事業を行わせておくことが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

(8) 乙が自らの責めに帰すべき事由により、指定管理事業を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により甲から指定を取り消され、または期間を定めて指定管理事業の全部若しくは一部の停止を命じられた場合においては、乙は、年度協定書に定める指定管理料の 10 分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、第1項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取り消しの理由
- (2) 指定取り消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

4 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて指定管理事業の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失または増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(関係行政機関からの通知に基づく指定の取り消し等)

第 41 条 甲は、関係行政機関からの通知に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、その指定を取り消すものとする。この場合において、取り消しにより乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 計画的または常習的に暴力的不法行為等を行い、または行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合にはその法人等の役員(役員として登記または届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、または使用しているとき。
- (4) 暴力的組織または構成員等であることを知りながら、その者と業務の一部を委任し、または請け負わせる契約等を締結したとき。
- (5) 自己、自社等若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織または構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織または構成員等に経済上の利益または便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己、自社等若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、または暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

- (8) 役員等が、暴力的組織または構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当する者に業務の一部を委任し、または請け負わせていた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。また、甲は、乙が正当な理由なく甲からの当該解除の求めに従わなかった場合は、その指定を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により、契約の解除または指定の取り消しが行われた場合において、乙に損害、損失または増加費用が生じて、甲はその損害の賠償の責めを負わない。
- 4 第 40 条第3項及び第4項の規定は、第1項及び第2項の規定により指定の取り消しを行った場合に、これを準用する。

(乙による指定の取り消しの申出)

第 42 条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
- (2) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき
- (4) その他、乙が必要と認めるとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第 43 条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第 44 条 第 36 条から第 38 条までの規定は、第 40 条から第 43 条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

第10章 その他

（権利・義務の譲渡の禁止）

第45条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（運営協議会の設置）

第46条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設置する。詳細については、別途作成するものとする。なお、その内容については甲と乙の協議により決定するものとする。

2 甲と乙は協議の上、前項の運営協議会に、関連する企業、団体、外部有識者、市民等に参加させることができるものとする。

（指定管理事業の範囲外の業務）

第47条 乙は、大野城いこいの森の設置目的に合致し、かつ指定管理事業の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を得なければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

（指定管理事業の実施に係る指定管理者の口座）

第48条 乙は、指定管理事業の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、指定管理事業に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

（請求、通知等の様式その他）

第49条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

（協定の変更）

第50条 指定管理事業に関し、前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

（解釈）

第51条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、または説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部または一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義についての協議）

第52条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第53条 本契約に関する紛争は、福岡地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和____年____月____日

甲(地方公共団体)

所在地福岡県大野城市曙町二丁目2番1号

名称 大野城市

代表者 大野城市長 堤 かなめ 印

乙(指定管理者)

所在地 _____

名称 _____

代表者 _____ 印